

保険・年金

国民年金のお知らせ

■国民年金保険料免除・猶予

国民年金保険料を納めるのが困難な場合は、国民年金保険料免除・納付猶予制度（所得審査あり）があります。免除期間は7月から翌年6月です。申請には年金手帳や離職票、雇用保険受給資格者証（コピー可。令和5年度申請の場合は、令和3年12月31日以降に退職した人のみ）、代理申請する場合は委任状が必要です。お電話いただければ申請書などを送付しますので、郵送による手続きをご利用ください。なお、新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除等の臨時特例措置は令和4年度分の申請をもって終了します。

問市民課国民年金担当 ☎ 423 - 9460

■マイナポータルを利用した

国民年金の電子申請ができます  
昨年5月より、国民年金被保険者の資格取得（種別変更）の届け出、国民年金保険料免除・納付猶予申

請および学生納付特例申請についてマイナポータルからの電子申請ができます。また、マイナポータルとねんきんネットを連携すると年金記録の確認や年金見込み額の試算ができます。

問貝塚年金事務所 ☎ 431 - 1122



介護保険のお知らせ

■本算定額のお知らせを送付

4月1日現在の世帯状況と、市区町村民税課税状況をもとに、今年度の介護保険料が決定しました。7月中旬に、65歳以上の人に介護保険料額決定通知書を送付します。なお、特別徴収（年金天引き）や口座振替以外の人には、7～9月分の納付書を同封します。以降の納付書は10～12月分までを9月末に、翌1～3月分を12月末にそれぞれ送付します。

■介護保険負担割合証を送付

介護保険認定者や事業対象者に、介護保険サービスなどの負担割合（1～3割）を記載した「介護保険負担割合証」を7月中旬に送付します。適用期間は1年（8月1日～来年7月31日）です。介護

7月  
プレオープン

げんぼく 元睦会館横にベーカリーショップ誕生！

岸和田城周辺の観光客誘致と賑わい創出を図ることを目的に、元睦会館（岸城町）を利活用した「パンパリー元睦会館」がプレオープンします。ぜひご利用ください。

詳細は決まり次第、市ホームページでお知らせします。  
問観光課 ☎ 423 - 9486

パンやドリンクなどを販売！  
イートインスペースもあります。



保険サービスなどを利用する場合は、必ず提示してください。  
問介護保険課保険料担当 ☎ 423 - 9475



子育て

子ども医療費助成の対象者を拡大



10月1日から子ども医療費助成の対象者の年齢を18歳に達した日

以後における最初の3月31日まで拡大します。平成17年4月2日～平成20年4月1日生まれの人（ひとり親家庭医療、生活保護受給者などは除く）宛てに医療証の交付申請書類を7月下旬に発送しますので、9月5日（火）までに申請してください。申請者には9月末に医療証を送付します。

問子ども家庭課医療助成担当 ☎ 423 - 9480

児童扶養手当の振り込み

5・6月分を、7月11日（火）に受給者の口座に振り込みます。通帳記入のうえ、ご確認ください。

問子ども家庭課子育て給付担当 ☎ 423 - 9624

子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

食費などの物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し特別給付金を支給します。詳しくは市ホームページをご確認ください。

■ひとり親世帯分

対表⑦の①～③のいずれかに該当する人（ひとり親世帯以外分を受給済みの場合は対象外）

申表⑦のとおり

給付額 児童1人につき5万円

問子ども家庭課子育て給付担当 ☎ 423 - 9624

■ひとり親世帯以外分

対表⑧の①②いずれかに該当する人（ひとり親世帯分を受給済みの場合は対象外）

申表⑧のとおり

給付額 児童1人につき5万円

問子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター ☎ 437 - 1012



⑦ひとり親世帯分 支給対象

対象	申請
①令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている人	不要(5月26日に支給済み)
②公的年金など（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給していることで、令和5年3月分の児童扶養手当の支給が全額停止となっており、児童扶養手当の支給制限限度額を下回っている人	申請方法は市ホームページを確認 ※申請期限は来年2月29日（木）までです。
③令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、食料などの物価高騰の影響を受け家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人	

⑧ひとり親世帯以外分 支給対象

対象	申請
①令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）の支給対象者	不要(5月29日に支給済み)
②平成17年（特別児童扶養手当の対象児童は平成15年）4月2日～令和6年2月29日生まれの児童を養育する父母などであって、物価高騰の影響を受け令和5年1月以降に家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった人または令和5年度住民税均等割が非課税の人	申請方法は市ホームページを確認 ※申請期限は来年2月29日（木）までです。